

沖縄県警察関係手数料条例等の一部を改正する条例

(沖縄県警察関係手数料条例の一部改正)

第1条 沖縄県警察関係手数料条例(昭和47年沖縄県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、パーキング・メーターの作動手数料は作動させる際に、パーキング・チケットの発給手数料は発給を受ける際に、安全対策優良海域レジャー提供業者の指定手数料は指定を受ける際に、それぞれ納付しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、保管場所標章交付手数料は、交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年沖縄県条例第34号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第2条第7号に規定する申請等に係るものにあつては、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の書面の交付を申請する際に納付しなければならない。

(沖縄県税条例の一部改正)

第2条 沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第117条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 自動車取得税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年沖縄県条例第34号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第115条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前項の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該登録の申請をした際に、施行規則第9条で定める方法によつて納付することによりしなければならない。

第143条第3項中「次条第1項」を「第144条第1項」に改め、同条の次に次の1条を

加える。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第143条の2 自動車税の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第1項の規定による申告書又は報告書の提出を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第9条で定める方法により徴収する。

(沖縄県証紙条例の一部改正)

第3条 沖縄県証紙条例(昭和47年沖縄県条例第94号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(証紙による収入の方法により徴収する歳入)

第2条 規則で定める使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第2条第6号に規定する申請等又は沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年沖縄県条例第34号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第2条第7号に規定する申請等に係る使用料及び手数料については、この限りでない。

第5条の見出し中「うりさばき」を「売りさばき」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月2日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 改正後の沖縄県税条例の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前

の例による。

(沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 沖縄県税条例及び沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成28年沖縄県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち沖縄県税条例第139条を改め、同条の次に13条を加える改正規定(第139条の6第1項第2号に係る部分に限る。)中「(以下この号)の次に「、第139条の8第2項」を加え、同改正規定中第139条の8に係る部分を次のように改める。

(環境性能割の納付の方法)

第139条の8 環境性能割の納税義務者は、第139条の6第1項又は前条の規定により環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この項において同じ。)を納付する場合には、これらの規定による申告書又は修正申告書に証紙代金収納計器で当該環境性能割額に相当する金額の収納印の表示を受けることにより、又は当該環境性能割額に相当する現金を納付書によつて納付することによりしなければならない。

- 2 環境性能割の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年沖縄県条例第34号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第139条の6第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前項の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該登録の申請をした際に、施行規則第9条の16で定める方法によつて納付することによりしなければならない。

- 3 第1項に規定する証紙代金収納計器の取扱い及び収納印の表示その他証紙代金収納計器による環境性能割の徴収について必要な事項は、知事が定める。

第2条中沖縄県税条例第143条の改正規定の次に次のように加える。

第143条の2の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税の」

を「種別割の」に、「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「に係る自動車税」を「に対して課する種別割」に、「第9条」を「第9条の16」に改める。

平成29年6月20日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

県内における自動車保有関係手続について、電子情報処理組織を使用して一括申請を行えるようにするため、自動車保有に係る手数料の収入方法及び納付時期並びに県税の納付方法及び徴収方法の特例を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。